

令和2年度 第4回 四国中央市農業委員会
総会議事録

四国中央市農業委員会

令和2年度第4回農業委員会総会日程表

日 時 令和2年7月6日（月） 午後1時30分～
場 所 JAうま総合経済センター 会議室
招集者 四国中央市農業委員会会長 高橋 博

議事日程

- 日程第1 会議録署名委員の指名
日程第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第3 議案第1号 農地利用最適化推進委員の選任について
日程第4 議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
日程第5 議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について
日程第6 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
日程第7 議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について

出席委員（19名）

- | | | | |
|---------|---------|---------|---------|
| 1 大西嘉一郎 | 2 尾藤元一 | 3 高橋忠明 | 4 横尾昇 |
| 5 押条和司朗 | 6 中泉敏則 | 7 鈴木修三 | 8 篠原京子 |
| 9 星川俊夫 | 10 高橋博 | 11 坂上宏 | 12 眞鍋晴豊 |
| 13 鈴木博美 | 14 高橋藤信 | 15 鈴木和治 | 16 鈴木秀幸 |
| 17 寺尾悟志 | 18 則友祝幸 | 19 石川武将 | |

出席農地利用最適化推進委員（24名）

- | | | | |
|---------|---------|---------|---------|
| 1 脇純樹 | 2 石川茂 | 3 薦田悦男 | 4 森川雅之 |
| 5 石川俊治 | 6 佐藤保之 | 7 宇高勉 | 9 尾崎之隆 |
| 10 喜井仁志 | 11 村上紘一 | 12 三宅恒久 | 13 紀井正明 |
| 14 受川清男 | 15 河村一碩 | 16 合田篤夫 | 17 鈴木一郎 |
| 18 眞鍋聖二 | 19 川上雅司 | 20 渡辺昇 | 21 越智寧 |
| 22 村上佳清 | 23 近藤良啓 | 24 高橋祥志 | 25 鈴木敏也 |

欠席農地利用最適化推進委員（1名）

8 鎌倉 静夫

出席した職員

事務局長	篠原敬三	次長	石川考太	係長	大西かおり
係長	三村真都華	主査	金子愛弓		

第4回 四国中央市農業委員会総会 議事録

開会 令和2年7月6日(13:30~)
JAうま経済センター2階 会議室

局長 みなさん、ご起立願います。

局長 「礼」ご着席ください。

局長 それでは、開会にあたりまして、会長から総会招集の挨拶をお願いいたします。

会長 (会長挨拶)

議長 只今の出席委員数は、19名であります。

議長 したがいまして、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

議長 よって、第4回四国中央市農業委員会総会を開会いたします。

議長 これより、会議を開きます。

議長 議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

議長 ご報告いたします。総会会議規則第3条の規定により、
農地利用最適化推進委員の

8番 鎌倉 静夫 (かまくら しずお) 委員

より欠席届がありましたので、お知らせいたします。

議長 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

議長 会議録署名委員は、総会会議規則第15条第2項の規定により、

9番 星川 俊夫 (ほしかわ としお) 委員

11番 坂上 宏 (さかうえ ひろし) 委員

を指名いたします。

議長 日程第2、報告第1号、「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題といたします。

議長 報告を求めます。三村 真都華 (みむら まどか) 君

三村係長 それでは、報告第1号、「農地法第18条第6項の規定による通知について」説明いたします。

番号1の案件については、令和2年5月18日解約。

番号2の案件については、令和2年5月27日解約。

番号3の案件については、令和2年4月30日解約。

番号4の案件については、令和2年6月12日解約。

番号5の案件については、令和2年3月22日解約。

以上、5件の解約通知がありましたので報告します。

議長 以上で報告は終わりました。

議長 日程第2、議案第1号、「農地利用最適化推進委員の選任について」を議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。大西 かおり 君

大西係長 それでは、議案第1号、「農地利用最適化推進委員の選任について」説明いたします。

令和2年5月総会において同意いただいておりますとおり、5月31日を以って健康上の理由により高橋健志（たかはし たけし）委員が農地利用最適化推進委員を辞任されたことに伴い、6月19日までの間で、欠員となった地区の委員の公募を行いました。

期間中に三島中央土地改良区から1名の推薦届出があり、「四国中央市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則」第3条に規定する応募者の資格について審査をしたところ適格であったため、紀井正明（きい まさあき）さんを農地利用最適化推進委員として選任することについて議決を求めるものです。なお、任期は本日から令和5年3月31日までとなります。以上で説明を終わります。

議長 以上で議案の説明は終わりました。

質疑はありませんか。

委員 (「特になし。」との声)

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 議案第1号、「農地利用最適化推進委員の選任について」、紀井 正明(きい まさあき)さんを四国中央市農地利用最適化推進委員に選任することに賛成の委員の挙手を求めます。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって紀井 正明(きい まさあき)さんを四国中央市農地利用最適化推進委員に選任することに決しました。

紀井 正明(きい まさあき)委員の入室を許可します。

(紀井 正明 委員 入室・着席)

それでは、簡単に自己紹介をお願いします。

(紀井 正明 委員 自己紹介)

議長 今後ともよろしくをお願いします。

議長 日程第4、議案第2号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。三村 真都華(みむら まどか)君

三村係長 それでは、議案第2号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」説明いたします。

申請案件すべて、農地法第3条第2項の各号に該当しておらず、許可要件を満たしています。

番号1の案件については、贈与による所有権移転です。受人は新規就農者で、農業を实践したいと長年考えており、先般、地元推進委員と就農に関し聞き取りを行い、営農計画等の確認を行っております。許可後は水稻、野菜の栽培を予定しています。

番号2の案件については、売買による所有権移転です。受人は経営規模拡

大のため申請するもので、許可後は果樹の栽培を予定しています。

番号3と4の案件については、関連案件ですのでまとめて説明します。受人、渡人とも、お互いの農地を交換することで耕作が便利になるため申請するもので、許可後は水稻、柑橘の栽培を予定しています。

番号5の案件については、受人は経営規模拡大のため、農地と農地以外の土地を交換するものです。許可後は果樹の栽培を予定しています。

番号6の案件については、祖父から孫への経営移譲であり、贈与による所有権移転です。許可後は、はなしばの作付けを予定しています。

番号7の案件については、売買による所有権移転です。受人は経営規模拡大のため申請するもので、許可後は水稻の作付けを予定しています。

番号8の案件については、受人は、新たな農業分野への参入のため、新たに茶畑を売買により所有権移転するもので、許可後は茶の栽培を予定しています。

番号9の案件については、売買による所有権移転です。受人は経営規模拡大のため申請するもので、許可後は水稻の作付けを予定しています。

番号10の案件については、売買による所有権移転です。受人は隣接地で水稻を作付けしており、近隣で耕作便利のため申請するもので許可後は水稻の作付けを予定しています。

以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 これより、質疑にはいります。

議長 番号1番、について質疑ありませんか。

委員 特に異議ありません。

議長 続きまして2番

委員 特に異議ありません。

議長 3番

委員 特に異議ありません。
議長 4番
委員 特に異議ありません。
議長 5番
委員 特に異議ありません。
議長 6番
委員 特に異議ありません。
議長 7番
委員 特に異議ありません。
議長 8番
委員 特に異議ありません。
議長 9番
委員 特に異議ありません。
議長 10番
委員 特に異議ありません。
議長 ほかに、質疑はありませんか。
委員 (「特になし。」との声)
議長 格別ないようですので、これより採決いたします。
議長 まず、最初に番号5番について採決いたします。
高橋 忠明委員、関連案件でありますので、高橋委員の退席を求めます。
(高橋 忠明委員 退席)
議長 議案第2号、番号5番、「農地法第3条第1項の規定による許可申請」について、原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。
委員 (挙手全員)
議長 挙手全員であります。
よって、番号5番は、原案のとおり許可することに決しました。

- 議 長 高橋 忠明委員の入室を許可いたします。
(高橋 忠明委員 入室)
- 議 長 高橋 忠明委員に報告します。高橋委員関連案件の番号5番、「農地法第3条第1項の規定による許可申請」については許可することに決しました。
- 議 長 議案第2号中、番号5番以外について、原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。
- 委 員 (挙手全員)
- 議 長 挙手全員であります。
よって、議案第2号は、原案のとおり許可することに決しました。
- 議 長 日程第5、議案第3号、「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。
- 議 長 議案の説明を求めます。金子 愛弓(あゆみ)君
- 金 子 それでは、議案第3号、「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について」説明いたします
番号1の案件については、生活施設から近く、住環境の整った申請地に賃貸共同住宅を建築するものです。許可要件である「立地基準」「一般基準」ともに満たしております。
以上で説明を終わります。
- 議 長 以上で、議案の説明は終わりました。
- 議 長 これより、質疑にはいりません。委員の方で、補足説明があれば、よろしく
お願いします。
- 議 長 番号1番
- 委 員 特にありません。
- 議 長 ほかに、質疑はありませんか。
- 委 員 (「特になし。」との声)

- 議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。
- 議案第3号、「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見」について、原案のとおり賛成の委員の挙手を求めます。
- 委 員 (挙手全員)
- 議 長 挙手全員であります。よって、議案第3号は、許可相当と認め、進達することに決しました。
- 議 長 日程第6、議案第4号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。
- 議 長 議案の説明を求めます。石川 考太（こうた）君
- 石川次長 それでは、議案第4号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」説明いたします。
- 申請件数は11件で、すべての案件について、許可要件である「立地基準」「一般基準」ともに満たしております。
- 番号1の案件については、受人は宅地建物取引業を営んでおりますが、閑静な住宅地に位置し、生活施設にも近く、住環境の整った申請地を譲り受けての分譲宅地造成です。
- 番号2の案件については、受人は太陽光の売電により安定的な収入を得るため、日当たりが良く太陽光発電事業に適している申請地を譲り受けて太陽光発電設備建設です。
- 番号3の案件については、受人は宅地建物取引業を営んでいますが、需要の増加が見込まれる、利便性の高い住環境の整った申請地を譲り受けての賃貸用戸建て住宅建設です。
- 番号4の案件については、受人は自営業を営んでいますが、老後の安定収入を確保するため、アパート需要の高い同地域内で生活施設から近く、住環境の整った申請地を譲り受けての賃貸共同住宅建設です。なお、この案件は令和元年10月30日に5条の所有権移転の許可を受けておりましたが、

受人の都合により令和2年5月8日に許可取消をしているもので、今回の受人は前回とは別の方によるものです。

番号5の案件については、受人は現在借家にて居住しておりますが、手狭になってきたため、住環境の整った申請地を譲り受けての一般個人住宅建築です。

番号6の案件については、受人は現在持家にて居住しておりますが、市の道路拡幅計画に伴い立退きを余儀なくされたため、住環境の整った申請地を譲り受けての一般個人住宅建築です。

番号7の案件については、受人は、平成4年当時、会社経営が軌道にのり、使用していた事務所が手狭になったため、店舗兼倉庫を申請地に移転する際に、当時は農地法等の専門的な知識がなく、許可を受けずに建築を行い現在に至っております。なお、今回、始末書が提出されております。

番号8と9については関連案件ですので、まとめて説明します。

番号8の案件については、受人は新たに設立された運送業を営む法人であり、業務で使用するトラックを、少し離れた従業員の自宅や貸駐車場を借りて対応しているため、会社の事務所に隣接する申請地を譲り受けての運送車両置場建設です。

番号9の案件については、受人は番号8の法人の代表を務める個人であり、従業員の駐車場が不足しているため、事務所に近い申請地を譲り受けての貸駐車場建設です。なお既に造成されていますが始末書が提出されています。

番号10の案件については、受人は現在賃貸住宅に居住しておりますが、父母が居住する地区に住宅を構えるため、申請地を譲り受けての一般個人住宅建築です。

番号11の案件については、受人は太陽光の売電により安定的な収入を得

るため、日当たりが良く太陽光発電事業に適している申請地を譲り受けての太陽光発電設備建設です。

以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 これより、質疑にはいります。

委員の方で、補足説明があれば、よろしくをお願いします。

議長 番号1番

委員 特に異議ありません。

議長 2番

委員 特に異議ありません。

議長 3番

委員 特に異議ありません。

議長 4番

委員 特に異議ありません。

議長 5番

委員 特に異議ありません。

議長 6番

委員 特に異議ありません。

議長 7番

委員 特に異議ありません。

議長 8番

委員 特に異議ありません。

議長 9番

委員 特に異議ありません。

議長 10番

委員 特に異議ありません。

議 長 11番

委 員 特に異議ありません。

議 長 ほかに、質疑はありませんか。

委 員 (「特になし。」との声)

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第4号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見」について、原案のとおり賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 (挙手多数)

議 長 挙手多数であります。よって、議案第4号は、許可相当と認め、進達することに決しました。

議 長 日程第7、議案第5号、農業経営基盤強化促進法に基づく、「農地利用集積計画の承認について」を議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。金子 愛弓(あゆみ)君

金 子 それでは、議案第5号、農業経営基盤強化促進法に基づく、「農地利用集積計画の承認について」説明いたします。

番号1の案件については、4年9ヶ月の使用貸借です。

番号2の案件については、5年間の使用貸借です。

番号3の案件については、3年間の使用貸借です。

番号4の案件については、3年間の使用貸借です。

番号5の案件については、3年間の使用貸借です。

番号6の案件については、3年間の使用貸借です。

番号7の案件については、3年間の使用貸借です。

番号8と9については再設定ですので説明は省略します。

以上で説明を終わります。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。なお、番号8番と9番については再設定であります。

議長 これより、質疑にはいります。
委員の方で、補足説明があれば、お願いします。

議長 番号1番、質疑はありませんか。

委員 特に異議ありません。

議長 2番

委員 特に異議ありません。

議長 3番

委員 特に異議ありません。

議長 4番

委員 特に異議ありません。

議長 5番

委員 特に異議ありません。

議長 6番

委員 特に異議ありません。

議長 7番

委員 特に異議ありません。

議長 番号8番と9番の再設定について質疑はありませんか。

委員 (「特になし。」との声)

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 議案第5号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認」について、支障がない旨の意見とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

委員 (挙手多数)

議長 挙手多数であります。
よって、議案第5号は、支障がない旨の意見とすることに決しました。

議長 以上をもって、本日の日程並びに本総会に付議された案件は、すべて終了

いたしました。

議 長 これより、その他の協議にはいります。委員の皆さんから、何かご意見等
がありましたらお願いします。

委 員 (「特になし。」との声)

議 長 ないようでしたら、局長より、その他事務報告をお願いします。

局 長 (事務報告)

議 長 長時間にわたり、慎重なご審議、誠にありがとうございました。
これをもちまして、第4回四国中央市農業委員会総会を閉会いたします。
ご協力、ありがとうございました。

局 長 ご起立願います。

局 長 「礼」、お疲れ様でした。

閉会時間 (14:22)

署 名 人

四国中央市農業委員会

議 長 高 橋 博

委 員 星 川 俊 夫

委 員 坂 上 宏
